

(2)監査等の種類

監査委員が実施する主な監査等は、以下のとおりです。

種 類	概 要
定期監査	市の財務や経営に関する事務が適正で、効率的に行われているかについて、期日を定めて監査します。
行政監査	必要性が認められた場合、市の事務の執行について、法令等に従って適正に行われているかについて監査します。
随時監査	必要性が認められた場合、市の財務や経営に関する事務の執行について、定期監査とは別に随時に監査します。
財政援助団体等監査	市が出資など財政的に援助をしている団体等及び公的施設の指定管理者に対し、出納その他の事務が適正で効率よく行われているかについて監査します。
公金の出納又は支払事務に関する監査	必要性が認められた場合、市の指定金融機関に対し、公金の収納や支払いの事務が法例等に従って適正に行われているかについて監査します。
例月出納検査	会計管理者及び企業管理者の保管する現金等について、出納事務が適正に行われているかについて毎月検査します。
決算審査	前年度における決算書その他関係諸表の計数の正確性及び予算執行や事業の経営が、適正で効率的に行われているかについて審査します。
基金の運用状況審査	基金の運用状況について、適正かつ効率的に行われているかについて審査します。
財政健全化判断比率等審査	健全化判断比率及び資金不足比率について、算定の基礎となる書類を確認して、比率が適正に算定されているかについて審査します。